



島根県報

平成16年 9月10日 (金)
第 1,606 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 1
土地改良事業計画書の縦覧	(") 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用開始	(") 3
物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	(会計課) 3
平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等	(") 8
公 告	
石見空港化学消防車等車庫設置事業に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課) 12
教委規則	
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課) 15
選管規程	
島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	15
人委規則	
島根県人事委員会議事規則の一部を改正する規則	15

告 示

島根県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 へるしーらいふ	有限会社 へるしーらいふ	出雲市武志町186番地	平成16年 9月1日

島根県告示第873号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

大原郡木次町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

鳥谷 正 大原郡木次町大字平田769番地
難波 滋 大原郡木次町大字湯村501番地 9
浅沼 和徳 大原郡木次町大字西日登1267番地
景山 弘義 大原郡木次町大字西日登978番地
田中 豊繁 大原郡木次町大字寺領475番地
細木 愛造 大原郡木次町大字東日登518番地 1
藤原 政文 大原郡木次町大字宇谷637番地
大坂 運蔵 大原郡木次町大字里方364番地
山根 敏麿 大原郡木次町大字下熊谷1000番地

監事

陶山 直利 大原郡木次町大字寺領927番地 1
細木 宣興 大原郡木次町大字山方530番地 5

2 就任年月日

平成16年8月12日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

鳥谷 正 大原郡木次町大字平田769番地
難波 滋 大原郡木次町大字湯村501番地 9
周藤 政道 大原郡木次町大字西日登487番地
小林 高一 大原郡木次町大字西日登1580番地
田中 豊繁 大原郡木次町大字寺領475番地
細木 愛造 大原郡木次町大字東日登518番地 1
藤原 政文 大原郡木次町大字宇谷637番地
堀江 富雄 大原郡木次町大字下熊谷1091番地 2
大坂 運蔵 大原郡木次町大字里方364番地

監事

陶山 直利 大原郡木次町大字寺領927番地 1
佐藤 正義 大原郡木次町大字山方792番地1

島根県告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市土地改良区	白上地区区画整理事業（経営構造対策事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第875号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木事業所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県 道	布部安来線	安来市下吉田町字藤木287番3地先から同町字横手373番2地先まで	前	メートル 13.30～ 17.50	メートル 151.00	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	14.50～ 20.00	151.00		

島根県告示第876号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	併用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木事業所の名称	備考
県 道	布部安来線	安来市下吉田町字藤木287番5地先から同町字横手373番6地先まで	メートル 160.00	平成16年 9月10日	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所	
"	西伯伯太線	能義郡伯太町大字須山福富459番1地先から同大字451番10地先まで	120.00	"		

島根県告示第877号

物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成16年 9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「資格」の次に「(「以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項)」を加える。

第2条を次のように改める。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 政令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者は、入札参加資格審査を受けることができない。

第3条第1項第9号を次のように改める。

(9) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し

第3条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第43条第5項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し

第4条第1項中「資格が」を「入札参加資格が」に改め、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 審査基準日の直前2年間における島根県との契約実績

第4条第4項に次の2号を加える。

(8) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証の取得状況

(9) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数

第4条第5項中「入札参加資格者」を「入札参加資格」に改め、「により」の次に「当該入札参加資格者」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を入札参加資格者に認定しないものとする。

(1) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(2) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がある者

(3) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がある者

第9条中「ときは、」の次に「入札参加資格の」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 第2条第2項に掲げる者となったとき。

(2) 第4条第5項第1号に掲げる者となったとき。

(3) 不正の手段により第4条第1項の認定を受けたと認められるとき。

様式第 1 号 (別紙及び別記営業種目表を除く部分に限る。) を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

受付番号		登録番号		現在の登録番号	
------	--	------	--	---------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される下記物品の製造の請負、売買等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する物品の営業種目

別紙のとおり

注) 大分類及び中分類は、別記営業種目表により記入すること。

2 添付書類

- | | | | |
|------------------------|---|------------------------|---|
| (1) 登記簿謄本 | 部 | (8) 営業に必要な許可証等 | 部 |
| (2) 誓約書 | 部 | (9) ISO14001認証取得登録証の写し | 部 |
| (3) 営業経歴書 | 部 | (10) 障害者雇用状況報告書の写し | 部 |
| (4) 島根県税に係る納税証明書 | 部 | (11) 印鑑証明書 | 部 |
| (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 | 部 | (12) 使用印鑑届 | 部 |
| (6) 貸借対照表等 | 部 | (13) 委任状 | 部 |
| (7) 青色申告書の写し等 | 部 | (14) 確約書 | 部 |

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 書

	本 店		島根県との取引に係る営業所等 (委任する場合のみ)	
フリガナ				
商号又は名称				
代表者職名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号	()		()	
FAX番号	()		()	
県内営業所等 (すべてを記入)	名 称		所 在 地	
営 業 種 目	営 業 種 目	営業比率(%)	営 業 種 目	営業比率(%)
代理又は特約している会社	品 名		会 社 名	
ISO14001認証の取得状況	取得の有無： 有 (本 社 委任先) 無			
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務有り：雇用率		%	
	障害者雇用状況報告義務無し：雇用障害者数		人	

(裏)

自 己 資 本 額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)	剰余 (欠損) 金処分 (千円)	計 (千円)
	払 込 資 本 金			
	準 備 金			
	積 立 金			
	繰越利益 (欠損) 金			
	計			

流 動 比 率	流動資産	千円	× 100 = _____
	流動負債	千円	
小数点以下第 1 位未満切り捨て			

機 械 設 備 等 (現 存 価 格)	機械設備類 (千円)	車輛運搬具類 (千円)	工具器具類 (千円)	計 (千円)

従 業 員 数	技 術 職 員	営 業 (販 売) 職 員	事 務 職 員	計
	()	()	()	()

営 業 年 数	営 業 開 始	営 業 年 数	現組織への変更
	年 月	年	年 月

営 業 実 績	審査基準日直前の 2年の平均売上額	前年の総売上額 (千円 +	前々年の総売上額 千円) ÷ 2 =	千円
------------------	----------------------	-------------------	-----------------------	----

島根県との契約実績 (直近 2 年間で主なものを記入)			
取 引 の 主 な 内 容	取 引 額 (千円)	取 引 の 主 な 内 容	取 引 額 (千円)
		その他	

記載担当者 _____

電話 () _____

様式第6号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改める。

様式第7号中「商号又は名称
代表者氏名」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成16年9月10日から施行し、平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定により認定されたものとみなす。

島根県告示第878号

物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。)に基づき、平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成16年9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		中 分 類		取 扱 品 目 (例 示)
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム(CAD)、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版、製本、製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削機、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等

		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話機、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、視聴覚機器等
		(3)	運動用具、レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器、レコード、CD等
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント、アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、碎石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、まくら等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等

		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては登記簿謄本

ウ 個人にあっては誓約書

エ 営業経歴書

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）

カ 消費税及び地方消費税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「消費税等に係る納税証明書」という。）

キ 審査基準日（定期審査に係るものにあつては平成16年10月1日とし、随時審査に係るものにあつては申請日とする。）の直前の2年間の営業年度の貸借対照表損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類（個人にあつては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）

ク 許可等がなければ営業できない業種の場合は、それを証明する書類の写し

ケ 国際標準化機構が定める規格ISO14001認証を取得している場合は、その登録証の写し

コ 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」で規定されている障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、基準日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

サ 印鑑証明書

シ 契約等に使用する印鑑についての届

ス 島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に当たって代理人を定める場合は、委任状
セ 確約書

なお、登記簿謄本、島根県税に係る納税証明書、消費税等に係る納税証明書及び印鑑証明書は、申請日前 3 箇月以内発行されたものとする

(2) 書類の作成に用いる言語等

ア 入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 書類の提出先及び提出方法

別表 1 に定める受付場所へ受付期間内に持参すること。定期審査にあっては、郵送による申請は一切認めない。

(4) 書類の受付期間及び時間

別表 1 に定める受付期間及び時間のとおり。（定期審査に係るものにあつては、各会場ごとに定められた日時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、随時審査に係るものにあつては、平成17年 1 月 4 日以降通年（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 条）に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

3 入札に参加できない者

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカのいずれかに該当する者で、その事実があつた後 2 年間を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は不正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約書が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げる者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオのいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

4 入札参加者の資格審査及び資格

(1) 資格審査においては、要綱第 4 条第 4 項に掲げる審査事項ごとに別に定める基準により点数を付与し、その合計数値により、別表 2 のとおり等級格付を行うものとする。

(2) 指名競争入札においては、別表 2 予定価格の欄に掲げる予定価格の区分に応じ、同表等級格付の欄に定める等級に格付けられた者を参加させるものとする。ただし、登録者で該当する者がいない場合又は少数の場合は、他の等級に格付けされた者を参加させることがある。

5 申請書類

(1) 交付開始日 平成16年 9月14日

(2) 交付場所 島根県出納局会計課用度グループ並びに隠岐支庁及び各総務事務所の各会計課

(3) 島根県のホームページに掲載されている様式をダウンロードして使用できる。

6 登録の有効期限

(1) 定期審査に係るものにあつては、平成17年 1 月 1 日から平成18年12月31日まで

(2) 随時審査に係るものにあつては、審査により認められた日から平成18年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

8 資格審査についての問い合わせ先

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局会計課用度グループ

電話 0852 22 5336・5342

FAX 0852 22 5963

別表1

区分	日 時	場 所
定期 審査	平成16年10月4日(月)午後1時から午後4時まで 5日(火)午前9時から12時まで	隠岐郡西郷町大字港町字塩口24 隠岐合同庁舎 6階 大会議室A
	平成16年10月6日(水)午前9時から午後4時まで 7日(木) " " 8日(金) " "	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎 6階601会議室
	平成16年10月12日(火)午前9時から午後4時まで 13日(水) " "	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 5階 503会議室
	平成16年10月14日(木)午前9時から午後4時まで 15日(金) " "	益田市昭和町13 1 益田合同庁舎 5階 第3会議室
	平成16年10月18日(月)~平成16年11月19日(金) 午前9時から午後4時まで (ただし、日曜日、土曜日、祝日を除く。)	松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟第1会議室
	随時 審査	平成17年1月4日(火)以降 午前9時から午後4時まで (ただし、日曜日、土曜日、祝日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日を除く。)

別表2

等級格付	予定価格	数 値
A等級	制限無し	80点以上
B等級	1千万円未満	60点以上80点未満
C等級	5百万円未満	60点未満

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年9月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 件名

石見空港化学消防車等車庫設置事業

(2) 入札案件の仕様

入札説明書による。

(3) 設置期限及びリース期間

設置期限 平成17年 2月28日

リース期間 平成17年 3月 1日から平成26年 2月28日

(4) リース期間終了後の措置

所有権を島根県に無償譲渡する。

(5) 設置場所

島根県益田市内田町

石見空港敷地内

(6) 予定価格

46,170,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

予定価格は、建設工事費のほか、諸経費（設計監理料、諸手続料、不動産取得税、固定資産税、火災保険料、金利）を含むものとする。

2 入札参加資格

(1) 次に掲げる事項全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年間を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の 3 各号に掲げる要件を備えた者であること。

エ 国又は地方公共団体の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 建築工事業の許可を有し、建物リース業を営む者で、中国地方に本店、支店、営業所をもつ者であること。

カ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(2) 次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める基準により入札参加資格の認定をするものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前 2 年間における年間平均売上額

イ 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額

ウ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率

エ 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備の現存価格

オ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

カ 審査基準日までの営業年数

3 入札に関する事項

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852 - 22 - 5573 ファクシミリ 0852 - 31 - 6247

(2) 入札説明書の交付方法

平成16年 9月10日から平成16年 9月24日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）、交付場所において交付するものとする。

交付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

なお、入札説明会は実施しない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類（入札参加資格審査申請書等）を、平成16年9月24日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に、持参又は郵送（書留郵便に限る）により、3の(1)に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

後日、審査結果を通知する。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 物件承認申請書の提出

(3)により入札参加資格を有すると認められた者は、入札説明書に定めるところにより提案物件の確認に必要な書類（物件承認審査申請書等）を、平成16年10月22日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に、持参又は郵送（書留郵便に限る）により、3の(1)に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

後日、審査結果を通知する。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の日時、場所等

(4)により提案物件を承認された者は、入札説明書に定めるところにより入札に必要な書類を持参し、入札に参加すること。

日時 平成16年11月8日 午後2時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(6) 開札の日時及び場所

即時開札とする。

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月10日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第23号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第12条の表松江教育事務所の項所管区域の欄中「、能義郡」を削り、同表出雲教育事務所の項所管区域の欄中「仁多郡、大原郡」を「雲南市、仁多郡」に改め、同表益田教育事務所の項所管区域の欄中「、美濃郡」を削り、同表西郷教育事務所の項位置の欄中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 次に掲げる規定 平成16年10月 1 日
 - 第12条の表中松江教育事務所の項の改正規定
 - 第12条の表中西郷教育事務所の項の改正規定
- 次に掲げる規定 平成16年11月 1 日
 - 第12条の表中出雲教育事務所の項の改正規定
 - 第12条の表中益田教育事務所の項の改正規定

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年 9 月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 3 号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

第 1 条 島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項の表島根県選挙管理委員会事務局松江支局の項所管区域の欄中「、能義郡」を削り、同表島根県選挙管理委員会事務局隠岐支局の項位置の欄中「西郷町」を「隠岐の島町」に改める。

第 2 条 島根県選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項の表島根県選挙管理委員会事務局木次支局の項位置の欄中「木次町」を「雲南市」に改め、同項所管区域の欄中「大原郡、」を削り、同表島根県選挙管理委員会事務局益田支局の項所管区域の欄中「美濃郡、」を削る。

附 則

この規程中、第 1 条の規定は、平成16年10月 1 日から、第 2 条の規定は、同年11月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月10日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

島根県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会議事規則(昭和26年島根県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第8条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。